

## 港湾局委託業務成績評定結果の通知に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、港湾局委託業務成績評定要領（以下、「評定要領」という。）に基づく、委託業務の成績評定結果を適正に活用することを目的とし、評定結果を受託者に通知するために、必要な事項を定める。

### (評定点の通知)

第2条 委託担当課長（委託業務を担当する課かいの長及び担当課長をいう。）は、検査完了後に、合格通知書により受託者に対し評定点を通知する。

### (説明請求等)

第3条 第2条による通知を受けた受託者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、通知を行った委託担当課長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 委託担当課長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

### 附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から適用する。